

1. はじめに

1. 地域計画の策定趣旨

第7次熊本県保健医療計画（以下「県計画」という。）の策定に当たり、その基本目標である「安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供」の実現に向けて、県内全域で保健医療施策を効果的に推進するため、熊本・上益城地域保健医療圏において第7次地域保健医療計画（以下「地域計画」という。）を策定します。

地域計画については、保健医療推進協議会など関係機関との検討や協議を通じて、それぞれの立場で主体的に保健医療に関する取組を推進できるよう、地域の課題や現状を整理・共有するとともに、地域の特性に応じた体制整備や課題解決に向けた具体的な取組等を記載するものとします。

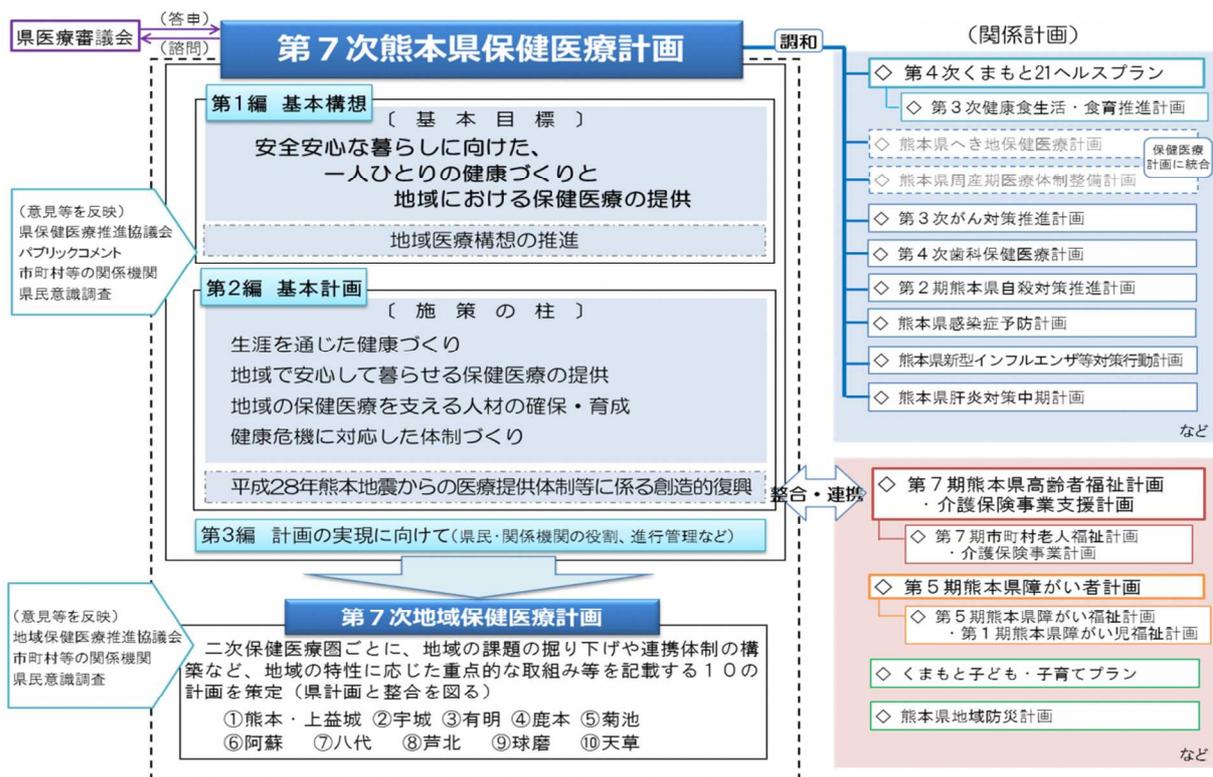
2. 地域計画の位置付け

地域計画は、地域における保健医療施策の基本的な計画として、県計画と一体的に推進するものです。

また、県計画の保健医療施策について、地域で課題の掘り下げや、地域の特性に応じた体制整備等が必要となるものを中心に、県計画の内容と整合を図りながら、様々な取組等を具体化・重点化するものです。

本計画では熊本地域・上益城地域で特に重点的に取り組む事項を中心に記載します。

なお、本計画に記載していない事項については、県全域の計画に基づきます。



県計画と熊本・上益城地域計画との項目比較表

第7次熊本県保健医療計画の項目			熊本・上益城地域計画		
			共通編	熊本地域編	上益城地域編
第1編 基本構想	第1章 計画策定の考え方				
	第2章 計画改訂の背景				
	第3章 計画の目標と施策の柱				
	第4章 地域医療構想の推進				
第2編 基本計画	第1章 保健医療圏の設定と基準病床数				
	第2章 生涯を通じた健康づくり	第1節 より良い生活習慣の形成及び健康づくりの推進	第1項 子どもの頃からのより良い生活習慣の形成		
			第2項 働く世代の健康づくりの推進		
			第3項 高齢者の健康づくりの推進		
		第2節 生活習慣病の発症予防と重症化予防			
		第3節 健康を支え、守るための社会環境の整備			
	第3章 地域で安心して暮らせる保健医療の提供	第1節 住民・患者の立場に立った保健医療施策の推進	第1項 医療機能の適切な分化と連携		
			第2項 医療情報の提供・ネットワーク化		
			第3項 医療安全対策		
			第4項 人権に配慮した保健医療		
			第5項 臓器移植		
			第6項 血液の確保		
		第2節 疾病に応じた保健医療施策の推進	第1項 がん		
			第2項 脳卒中		
			第3項 心筋梗塞等の心血管疾患		
			第4項 糖尿病		
			第5項 精神疾患		
			第6項 認知症		
			第7項 難病		
			第8項 アレルギー疾患		
	第3節 特定の課題に応じた保健医療施策の推進	第1項 在宅医療			
		第2項 救急医療			
		第3項 災害医療			
		第4項 へき地の医療			
		第5項 周産期医療			
		第6項 小児医療（小児救急医療を含む）			
		第7項 歯科保健医療対策			
		第8項 母子保健			
		第9項 高齢者保健医療福祉（介護保険含む）			
		第10項 障がい保健医療福祉			
第4章 地域の保健医療を支える人材の確保・育成	第1節 医師				
	第2節 歯科医師				
	第3節 薬剤師				
	第4節 保健師・助産師・看護師・准看護師				
	第5節 管理栄養士・栄養士				
	第6節 歯科衛生士・歯科技工士				
	第7節 その他の保健医療従事者				
	第8節 介護・福祉従事者				
第5章 健康危機に対応した体制づくり	第1節 健康危機管理に関する体制				
	第2節 感染症への対策	第1項 感染症対策の推進			
		第2項 輸入感染症			
		第3項 新型インフルエンザ等			
		第4項 結核			
		第5項 エイズ・性感染症・HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス）			
		第6項 肝炎			
	第3節 食品、医薬品等の安全対策	第1項 食中毒・食品安全			
		第2項 医薬品等の安全対策			
	第6章 平成28年度熊本地震からの医療提供体制等に係る創造的復興				
第3編 計画の実現に向けて					

共通編・・・熊本地域、上益城地域双方が協同して取り組むことが可能な項目

3 . 地域計画の期間

県計画と同様に、平成 30（2018）年度から平成 35（2023）年度までの6年間とします。なお、在宅医療その他必要な事項については、必要に応じて見直しを行います。

第6次計画までの計画期間は5年間でしたが、平成26年の医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正により変更されました。

4 . 計画の構成

第6次計画までは熊本地域と上益城地域でそれぞれの地域計画を作成していましたが、平成30年4月から二次保健医療圏が統合されるため、第7次計画からは合同で作成いたします。